

## 訪問介護サービスの選択のためのチェック項目について

### 1. 現在の状況

- 介護保険制度は、利用者・事業者が対等の関係に立ち、利用者が介護サービス及び事業者を選択し利用できる仕組みとなっている。事業者が自己の事業内容について十分な情報提供を行い、質の向上に努めるとともに、利用者は自ら介護サービス事業者の情報を活用し、選択できる環境を整えていく必要がある。
- このため、当検討会では、平成12年11月より、介護保険サービスの選択の在り方のひとつとして、利用者が介護サービスの事業者を選ぶときに役立つチェックリストの検討を進めてきた。
- 現在までに、一部の自治体において、介護サービス評価の仕組みの構築等がすすめられてきている。平成13年度には、社団法人シルバーサービス振興会において、地方自治体における介護サービス評価の仕組み及び基準、事業者の自己評価基準等の情報収集が行われたところである。
- このような状況を踏まえ、介護保険のサービスの代表的なものである訪問介護について、既に行われている評価の仕組みなどを参考にしながら、事業者を選ぶときに資すると考えられるチェック項目を整理した。

### 2. チェック項目の検討に当たって（留意した点）

- ① 契約時、契約の継続時など、介護サービス利用のそれぞれの段階を念頭に構成。
- ② チェック項目を、チェック（確認）する目的別に整理。
- ③ 運営基準での事業者の義務（書類の交付など）も必要に応じ盛り込む。
- ④ 利用者・家族による活用に資する簡潔な表現の採用。
- ⑤ 既に使用されている利用者選択の基準などの項目を中心に検討。

### 3. チェック項目の位置づけ

(地域の実状等に応じたチェック項目の検討)

- 今回のチェック項目例は、訪問介護サービス事業者の選択に資すると考えられる事項を整理したものである。しかし、全国一律に適用されるものではなく、地域・利用（対象）者に応じて、これにかかわらず、自由に追加、変更など行われるべきものと考える。

このため、今回のチェック項目例を参考として、地方自治体の取組、関係団体等による自主的な取組が進められ、地域・利用（対象）者の特性に応じたチェック項目の検討が進められることを期待したい。

また、今回のチェック項目例は、訪問介護以外の介護サービスに共通する部分があり、地方自治体、関係団体等において、さまざまな介護サービスに対するチェック項目の検討の取組を期待したい。

(ケアマネジャーによる活用、事業者の質の向上等)

- 介護サービスは、利用者・家族が事業者を選択することが原則である。このため、チェック項目が利用者・家族によって活用されるとともに、適切かつ十分な情報提供体制も進める必要がある。ただし、現在のところは、介護サービスの調整等を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）の情報提供が必要である場合が多く、ケアマネジャーが事業者を利用者に紹介する際にチェック項目を活用することも考えられる。
- チェック項目は同時に事業者が利用者・家族に対して説明する必要的ある項目でもある。事業者の情報開示を進め、自己評価に対する事業者の取組を促し、介護サービスの質の向上につながることを期待したい。

※ 今回のチェック項目では、地方自治体等での検討の参考としていただく観点から、チェック項目について、「解説」を用意。

## 4. 今後の取組の方向について（案）

- 介護保険制度における利用者・家族による適切な事業者の選択を進めていくためには、地方自治体、関係団体等の取組を促し、その状況を把握しつつ、今回のチェック項目例のように、重要と考えられる項目の整理などを行っていくことが適当と考えられる。
- このため、本検討会において、引き続き以下の点を中心に、議論を進める。

### ① 訪問介護のチェック項目例の改善

地方自治体、関係団体等における利用者による選択基準等の作成・活用状況を把握し、必要に応じ、訪問介護のチェック項目例の見直し。（訪問看護など訪問系サービスについて、必要なチェック項目の検討を含む。）

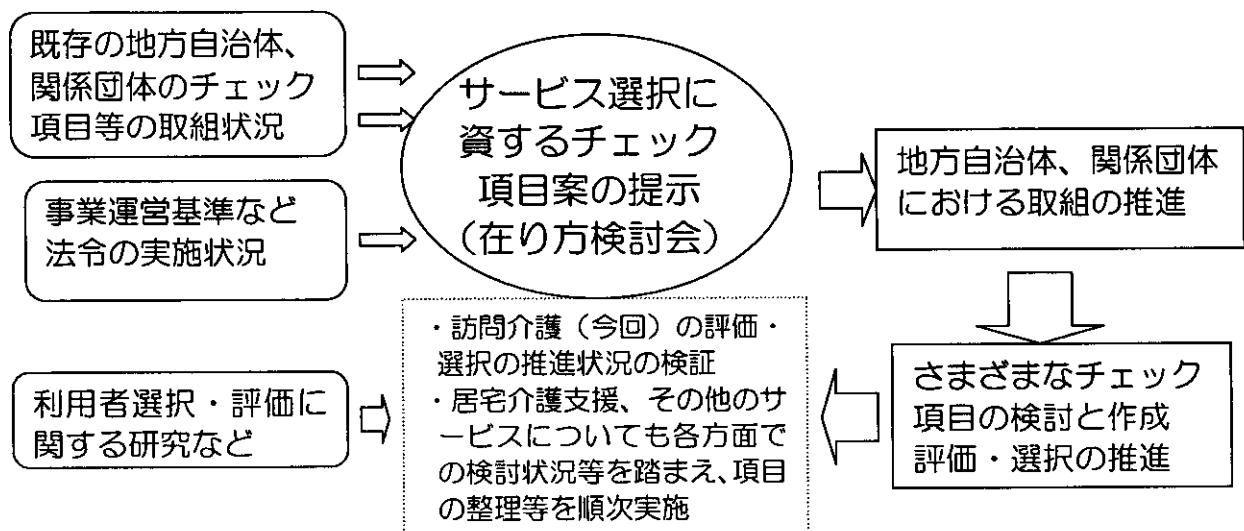
### ② 他の介護サービスについての検討

各方面での取組状況（ガイドラインの作成、評価の基準の検討）などを踏まえつつ、次に「居宅介護支援」について検討。（通所系サービス、入所系サービスについても、順次検討。）

### ③ 利用者・家族による選択の前提となる情報提供のあり方

地方自治体等における事業者情報の提供の状況などを把握し、利用者・家族が事業者を選ぶために必要な情報などを検討。

## 【今後の取組の方向についてのイメージ図】



## <利用者選択の環境づくり>

